

書式第 3 7

【書類名】 実用新案登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【実用新案権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【登録料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【併合納付の明細】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数(「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。
- 2 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 3 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限る)により登録料を納付するときは、「(【登録料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載(現金納付に係る納付済証については記載不要)し、別紙として添付する。特例法施行規則第40条1項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」

には登録料の合計額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「（【納付金額】）」には、納付すべき登録料の額を記載する。また、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 4 昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る登録料を納付するときは、「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、実用新案法施行規則様式第1の備考1から4まで、7から10まで、13、31及び34並びに様式第14の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。

（改訂令和6・1）